

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年1月19日(木) 午後3時05分～午後5時05分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)  
2番委員 前田輝男 (教育長)  
3番委員 萩原美由紀  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋子 |
| 文化部長                    | 諸星 正美  |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐藤 富朗  |
| 文化部副部長                  | 奥津 晋太郎 |
| 子ども青少年部副部長・青少年課長事務取扱    | 篠原 祐子  |
| 保健給食課長                  | 柳川 美恵子 |
| 教育指導課長                  | 西村 泰和  |
| 教職員担当課長                 | 長澤 貴   |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栗畑 寿一郎 |
| 文化財課長                   | 加藤 裕文  |
| 図書館長                    | 鈴木 健   |
| 生涯学習課専門監                | 山口 博   |
| 教育指導課指導主事               | 鈴木 一彦  |
| 教育指導課指導主事               | 奥村 真佐美 |
| 教育指導課指導主事               | 菴原 晃   |
| 教育総務課施設係長               | 下川 和典  |

(事務局)

教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿部 祐之  
教育総務課主任 井上 晃輔

#### 4 議事日程

日程第1 請願第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願 (教育指導課)

日程第2 議案第1号 平成24年度学校教育の基本方針について (教育指導課)

#### 5 報告事項

- (1) 3月補正予算について (教育総務課・文化財課)
- (2) 小規模特認校制度の入学者募集状況について (教育総務課)
- (3) 三の丸小学校のプール用水流出について (教育総務課)
- (4) 学校におけるホットスポット調査の結果について (保健給食課)
- (5) 通知表事故調査委員会について (教育指導課)
- (6) 地域・世代を超えた体験学習「片浦R・P・G」の開催について (青少年課)

#### 6 協議事項

- (1) 学校2学期制について (教育指導課)
- (2) 平成24年度予算について【非公開】 (教育部・文化部・子ども青少年部)
- (3) 小田原市図書館条例の一部を改正する条例について【非公開】 (図書館)

#### 7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

協議事項(2)「平成24年度予算について」及び(3)「小田原市図書館条例の一部を改正する条例について」は、平成24年3月小田原市議会定例会への提出案件であるとともに、市議会定例会への提案前であり、その

性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本件を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、協議事項(2)及び(3)を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、協議事項(2)及び(3)は、後ほど非公開での審議といたします。

(3) 日程第1 請願第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願 (教育指導課)

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、私から請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願」について、御説明させていただきます。

今回の請願は、福岡県の北九州市の西側に位置する、遠賀郡にある宗教法人「本門立正宗」代表の中川 晃荘様から、「憲法19条、憲法20条等の基本的人権問題に鑑み、公立学校における教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮」を求めるというものでございます。

請願の趣旨の1つ目には、請願の趣旨[1]として、マザーテレサの教材を使うことが、カソリックの宗教の感化影響力を積極的に推進していることとなり、このことは「公的機関の宗教的中立性を破壊している。これらの教科書教材の内容に基づいた授業は、重要な憲法違反となるものであるとして、児童・生徒の基本的人権を修復回復させるべきと求めているというものでございます。

請願趣旨の2つ目は、請願の趣旨[2]①として、「マザーテレサ」や「キ

ング牧師」などを題材として扱っている中学校英語教科書4社「開隆堂、学校図書、三省堂、東京書籍」を具体的に挙げ、これらが、教科書の一部の内容に宗教色、宗教的徳育を目的としており、憲法19条、憲法20条の明白な違反となるものであり、公的機関での教科書として採用すべきではなく、これらの教科書の即時不採用の決定がなされることを求めるというものでございます。

請願趣旨の3つ目に、請願の趣旨[2]②として、各家庭の宗教をまったく無視し、学校においてクリスマスカードの作成や飾り付け、聖歌の合唱などを押し付けていることは、個人の持つ宗教的純粋性への無神経で暴虐な押し付け等となる基本的人権の侵害の事案であるとし、憲法第19条、憲法第20条への明確な違反とみなされるべきものであり、これらの教材の即時全廃不採用を求めているものでございます。

4ページの途中から、請願趣旨説明[3]として、それ以降に、憲法第19条を引用しつつ、違法性の具体例を示したり、さらに、請願書の8ページ以降には、本門立正宗の詳細な沿革について詳しく述べられたりしており、「最終的には法華経をもとにした本門立正宗が、宗教的一般の常識に照らして理想的な信仰的修行理念である」など、最終16ページまで、詳しく述べられております。

以上で、請願第1号、「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願」についての説明を終わります。それでは、今回の請願につきまして、教育委員の皆様で請願を採択するかどうか協議をお願いいたします。以上です。

請願団体事情説明者 中川 晃荘氏が補足資料をもとに事情説明

和田委員長…それでは、質疑や、請願に対する各委員の御意見及び取り扱いについて、お伺いします。

山口委員…クリスマスの由来は確かにキリスト教から来ているのでしょうけれども、日本では現在、国民的行事として行われていると思いますし、それを頭から否定されるのはどうかなと思います。また、中立ということは分かるの

ですが、キリスト教徒であるマザーテレサを挙げている教科書もあれば、ヒンズー教徒であるガンジーを挙げている教科書もあると思います。偉人と言われている方を、宗教教育ではない部分で教科書に載せるということは、色々な宗教や考えがあるということ子どもたちに学ばせるためにはとても重要なことではないかと思います。

山田委員…ヨーロッパなどでは宗教なくして美術や音楽、建築などは語れないですし、日本では仏教なども美術や音楽などに影響がありますので、色々な宗教があるということを知ること、子どもたちにとっては必要だと思います。それを知った上で、色々な選択が出来れば良いのではないかと思いました。

萩原委員…請願の内容を拝見して、とても極端な言い方をされていると思いました。自分の宗教以外を「邪教」と書いており、読んでいても辛い言葉だと感じました。宗教的な立場は分かりますが、本請願を採択するというのはいかがかと思います。

前田教育長…平成18年に改正された教育基本法では、第15条で宗教教育について「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」とされています。これはつまり、色々な宗教はありますが、尊重する態度は育成しなければならないし、その宗教はどういうものかを客観的態度で教えていくことも必要だということだと考えられます。ただ、それが布教活動などに繋がってはならないということです。マザーテレサやクリスマス会の扱いが宗教的な活動なのかという論議はあるかもしれませんが、私は問題ないと考えておりますので、むしろ今回の請願のように、自分の宗派がもっとも優れた宗派であり、それ以外の宗派はよろしくないというように捉えている考えは賛同できません。

和田委員長…社会人として人間形成は一人一人が信じるものによって形付けられているだろうと思われま。ただ、教育においては、それぞれが持っている宗教観に基づいて社会的な関わりを持つというところに重点を置いて行うべきものだと思います。特に我々のような公教育を担う人間にとっては、その人が社会にどう参加して役割を果たすかということが重要なポイントだ

と思います。もちろんこの宗派の方々も社会での役割を担っているのだとは思いますが、教科書で取り上げるということは社会的な意味に重点を置いているのだと思います。さらに、この請願の中で「即時全廃不採用を求める」ということが度々述べられていますが、それは少し無理があるのではないかと思いました。

和田委員長…それでは、各委員からの御意見も伺いましたので、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしての御意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。この請願の事後処理につきましては、小田原市教育委員会会議規則第23条により、教育長をお願いいたします。

(4) 日程第2 議案第1号 平成24年度学校教育の基本方針について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

前田教育長…それでは議案第1号「平成24年度学校教育の基本方針について」を御説明申し上げます。これは、平成24年度学校教育の基本方針について議決を求めるものでございます。詳細につきましては、所管から御説明いたします。

教育指導課長…それでは、私から、議案第1号「平成24年度学校教育の基本方針について」、御説明させていただきます。「平成24年度学校教育の基本方針及

び目的と目標」につきましては前回の12月定例会において貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。御意見を踏まえまして、再度提案させていただき、本日決定していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

はじめに、前回、協議の中で、山口委員より「具体的なものが見えない」といった御指摘をいただきましたとおり、この「学校教育の基本方針及び目的と目標」は、市の教育方針の大元となるもので、各幼稚園、小・中学校は、これを受けましてそれぞれの園や学校の経営計画などを作成することとなります。市といたしましても、この基本方針や施策の方向性などを御承認いただいたのち、直ちに、次年度の具体的な事業や研修等について計画を立ててまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

では、資料1を御覧ください。はじめに、12月の定例会と本日までに教育委員さんからいただいた点につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、和田委員長より、困難に屈しない「耐える力」としての「精神力」と、考えたことを行動に移すときに必要な「決断力」をどこかに含まれないかという御意見をいただきました。1つめの、「精神力」につきましては、「3つの心」の1つである「燃える心」の解釈の中で、「困難を乗り越え」という言葉を追加させていただくことによって、「耐える力」の意味を含めさせていただきました。2つめの「決断力」につきましても同様に「燃える心」の解釈の中にその意味合いが込められております。また、「学校教育に関する取組の重点」を御覧いただきたいのですが、「豊かな心の育成」の中の「挑戦する心」、それから「確かな学力の向上」の中の「思考力・判断力・表現力等」や、今年度までは表記のなかった「考え表現する授業」の中にもその重要性が込められていると考えております。また、「健康や体力づくり」の中の「主体的に運動に取り組む」といった文言の中にも、「耐える力」や「決断力」の重要性が含まれているものと捉えておりますので、御理解いただければと思います。

次に、山田委員より「芸術性」の部分を含めることは出来ないかとの御指摘をいただきましたが、「豊かな心の育成」のまさに「豊かな心」そのも

のや、その中の「感動する心」、「確かな学力の向上」の中の「表現力」などの言葉の中に、芸術に関することも含め、子どもたちの感性を育むことの大切さを含めておりますので、御理解いただければと思います。

また、「教職員へのサポート体制」を「取組の重点」の一番下の中に位置付けたらどうかとの御指摘につきましては、「教職員の指導力」や「教職への情熱や使命感」をよりサポートしていく研修等事業をこれから具体的に立案・計画していくことで充実させていきたいと考えておりますので御理解くださるようお願いいたします。

同じく山田委員より、健康と「食」との関わりの部分で、「食の安全」についても重点的に扱ったらどうかという御指摘をいただきました。これにつきましては、「健康や体力づくり・食育の推進」にありますように、「自ら食と関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成」を図る中で、保健給食課とも連携を密にしながら「食の安全」はもちろん、「食と健康」などといった視点からも食育の推進を図っていきたいと考えております。

最後に、萩原委員から、これからは自分のことばかりでなく「人の役に立つ幸せを感じることができる子ども」が大いに求められてくるのではないかという御指摘をいただきました。そこで、1ページ目の「3つの心」のところを御覧いただきたいのですが、「広い心」の解釈の1つとして、「人の役に立とうとする心」という言葉を加えさせていただきました。

以上で、議案第1号「平成24年度学校教育の基本方針について」の説明を終了させていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 報告事項 (1) 3月補正予算について (教育総務課・文化財課)

教育部副部長…それでは、報告事項(1)「3月補正予算について」、はじめに教育部より御説明させていただきます。本件につきましては、来月の定例会で改め



て詳細を御説明させていただき予定でございますが、来月定例会の日程が3月市議会の議案発送後となり、教育長による事務の臨時代理となることから、現時点での予定といたしまして、今回概要を御説明させていただきたいと存じます。

資料1を御覧ください。学校施設改修事業でございますが、今年度の国の第3次補正予算でございます、「学校施設環境改善交付金」と起債を財源といたしまして、学校施設の安全対策や老朽化対策のため、「外壁改修工事」、「受水槽等改修工事」等を実施したいと考えております。

まず、1の「外壁改修工事」でございますが、児童生徒、園児の安全確保のため、小学校3校、中学校1校及び幼稚園2園につきまして、校舎園舎及び屋内運動場の外壁剥落防止工事を行いたいと考えております。

次に、2の「受水槽等改修工事」でございますが、東日本大震災を踏まえまして、広域避難所に指定をされております小学校3校及び二次避難施設でございます中学校2校につきまして、緊急時の水を確保するという観点から、耐震性を保有する受水槽及び高架水槽の更新を行いたいと考えております。

また、3の「矢作小学校教室及び廊下床改修工事」につきましては、教室や廊下の老朽化により、床の傷みが激しいため、躓き等の危険もありますことから、児童の安全確保のため床の改修工事を行いたいと考えております。

なお、いずれの事業につきましても、平成24年度へ繰越しを行い、24年度中に整備を行う予定でございます。

また、資料はございませんが、昨年12月に匿名希望の方から、下府中小学校、酒匂小学校、富士見小学校、酒匂中学校への図書費といたしまして、40万円の寄附がございましたので、寄附者の御指定どおり、小中学校に振り分けて計上したいと考えております。なお、この寄附者の方からは昨年度も同様の御寄付をいただいております、大変感謝しております。教育部関連の説明は以上です。

文化財課長…次に文化部関係といたしまして、文化財課関係事項につきまして御説明申し上げます。歳入の変更のみでございますので、口頭で御説明させていた

できます。文化財課関係では、小田原城跡御用米曲輪の整備を行っております「本丸・二の丸整備事業」及び、史跡指定地の公有地化を行っております「史跡等用地取得事業」に対する県補助金につきまして、県予算の範囲内で交付額の調整がございまして、交付決定額が予算額を下回りましたので、3月補正において県補助金の減少分について歳入予算から減額するとともに、これに対応するために市債の増額補正を行う予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…学校施設の改修の件ですが、矢作小学校の改修工事につきましては、この学校だけから要望があったのでしょうか。

教育部副部長…各学校から大小問わず、大変多くの修繕要望が寄せられています。今回は、特にその中で著しい傷みがございまして矢作小学校につきまして、対象や予算規模が国の第3次補正予算に該当することから、実施させていただく予定でございます。教育委員会といたしましては、今後とも小中学校等の修繕等を進めてまいりたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (2) 小規模特認校制度の入学者募集状況について (教育総務課)  
教育部副部長…それでは、「小規模特認校制度の入学者募集状況について」御報告申し上げます。お手元の資料2を御覧ください。

小田原市立片浦小学校につきましては、昨年10月の教育委員会定例会で小規模特認校制度の導入を決定していただいた後、12月1日から1月13日までの間、一次募集として入学申請書の受付を行いました。

また、地域の方々、学校関係者、教育委員会からなります地域協議会におきまして、リーフレットやポスターを作成いたしまして、市内の幼稚園・保育園を通じて、新就学児の保護者に配布したほか、各小学校・市内公共

施設等で配布・掲示をいたしました。このほかに、市広報誌やホームページ、公共放送、新聞等で取り上げていただきました。

12月14日には、片浦小学校におきまして学校説明会を開催いたしましたところ、30名を超える方にお越しいただき、片浦小学校の特色である少人数指導や、複数教員による指導等の授業を参観していただきながら、色々な御質問にお答えさせていただきました。

それでは、一次募集の結果について御報告させていただきたいと思えます。資料2の(1)の表を御覧ください。平成24年4月の入学者の募集は、小規模特認校としての特色を生かすということから、1学年の定員を15人までとし、地元から入学・通学する児童の数を差し引いた人数につきまして募集したところでございます。1月13日時点の申請者数は、1年生8人、4年生3人、5年生1人、6年生1人の計13名でございます。今後ですが、申請者数が募集人数に達するまで、先着順に3月30日(金)まで、申請をお受けしたいと考えております。

また、資料2の(2)を御覧ください。申請者の地域別内訳ですが、特定の地域の偏りはありませんでした。また、学区審議会で懸念されていた、片浦地区と隣接しております城南中学校区にお住まいの方からの申請はございませんでした。また、申請者の男女別内訳は、男子4人、女子9人でした。

参考までに平成24年度の片浦小学校の児童数見込みを計算させていただきましたが、今年度の55人に対し、58人となり、今年度を上回る児童数が見込まれていることから、初年度といたしましてはそれなりの成果を上げているのではないかと考えております。以上で報告を終わります。

(質 疑)

山田委員…応募された方の理由はお聞きになりましたでしょうか。

教育部副部長…保護者の方とお子様と面談をさせていただきました。その中で、希望理由として最も多いのが、小規模ならではのきめ細かな指導を期待する声と、片浦地域の豊かな自然の中で学ばせたいということ、4月から実施予定で

あります、1年生から6年生までの希望される全ての子どもを対象とした放課後子ども教室に期待する声が多いと感じています。

萩原委員…今、仰っていた放課後子ども教室ですが、1年生から6年生が対象だということで、放課後児童クラブとの違いはどのような部分なのでしょう。

教育部副部長…小田原市としては初めての試みでございまして、放課後児童クラブは基本的には低学年の子どもの内、保護者の方が就労等で保育に欠ける方をお預かりする、いわゆる保育園の小学校版でございまして、放課後子ども教室は保護者の就労の有無などに関わらず、1年生から6年生まで、希望があれば全てのお子さんをお預かりするものでございます。

山田委員…新1年生がたくさんのお応募があり、良かったと思います。

和田委員長…どういったタイプのお子さんが入学を希望されているのでしょうか。それにより、将来の姿がある程度は見通せると思います。特徴のある傾向はございますか。

教育部副部長…小規模ならではのきめ細かな指導を期待する方が多いのですが、特に保護者が子どもに問題を感じていたり、いわゆるエリート教育のようなものを志向して片浦小学校に期待をしたりということではないようです。

和田委員長…スタートとしてはとても良いと思いますので、中身をしっかりと充実してやっていただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) 三の丸小学校のプール用水流出について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、「三の丸小学校のプール用水流出について」御報告申し上げます。お手元の資料8を御覧ください。

この案件につきましては、各委員に既にFAX等で情報提供させていただいているところでございますが、昨年12月に三の丸小学校の屋内プールにおきまして、給水状態のまま排水を行ったことから、推定で6,000m<sup>3</sup>、上下水道代とすると約300万円相当の水を流してしまったという事実が判明いたしました。

概要につきまして御報告させていただきたいと思っております。資料中ほどを

御覧いただきたいと思いますが、このプールは三の丸小学校の屋内運動場の地階にあります。大きさは縦2.5m・横1.3m・水深1mから1.2mということで、容量が約3.25m<sup>3</sup>です。こちらのプールの構造は、資料の裏面にありますが、バランシング水槽というものがございまして、通常シーズン中は給水管を開いたままにして、水位を一定に保つという仕組みになっております。これは児童が使用した際に、当然、水が減る訳でして、それを自動的に給水できるようになっているということです。ただ、オフシーズンには屋内プールということもございしますので、水を抜いて空にするという対応をしておりました。

昨年9月下旬に、低学年が使用するというので、一旦給水管を閉じて、排水管を開いて、水量を減らすという作業を行っております。プールの使用としては9月末で終了しておりましたが、その後、生活科の授業でプール使用の予定があったために、排水をせずに12月に至ったとのことです。12月12日になりまして、生活科の授業等でプールを使用することがないことを確認しましたことから、担当の職員が夕刻に排水を行いました。翌日以降は職員が窓越しにプールが空になっていることを確認したのですが、残念ながら給水管が開いたままになっており、水が下から出っ放しになっている状態には気が付かなかったということでございます。その後、日直が毎日巡回していたようですが、窓越しでの確認に止まったことから、出っ放しになっている状態には気が付かなかったということです。12月21日になりまして、その日の日直がプールの水が出ていることに気が付きまして、慌てて給水管を閉鎖したということでございます。その後、小田原市水道局の検針によりまして、大量の水道使用が判明したため、検針した方からは漏水の恐れがあるということが学校に伝えられ、直ちに学校が教育委員会に連絡されたとのことです。1月10日から施設を管理しています教育総務課施設係で現地確認や事情聴取をしたところ、先ほど申し上げたような事実を確認いたしました。1月13日には記者発表を行い、新聞等で報道されました。

教育委員会の現時点での分析としましては、給水管が開いていることを確認せずに排水してしまったこと、翌朝の排水後の確認と引き続く処置を

怠っていたこと、日直が巡回はしてはいましたが十分な確認ではなかったため、プールの水が出ていることに気が付かなかったことが原因だと考えております。

なお、今後の対応につきましては、現在、教育委員会や学校等で水道料金の支払い等について検討しているところでございます。以上で報告を終わります。

(質 疑)

萩原委員…私も三の丸小学校のプールには何回も入ったことがあります。給水管がどこにあるかは分かりませんが、窓越しからではプールの水が全部抜けているかは見えないのではないかと思います。また、確か機械警備が入っており、それを外さないとプールの中には入れなかったと思います。

山口委員…今後の対応に付きまして、支払いのこともそうですが、二度と同じことを起こさないようにするということが必要だと思います。最初は皆さん気を付けて点検等を行うと思うのですが、管理者や担当者が異動したりすると意識が薄れてしまうという可能性もあると思います。人間はミスをするものなので、例えば給水管が閉じていないと排水管が開かない仕組みにするなど、もっと物理的に、ミスをして大丈夫な方法がないでしょうか。

教育部副部長…再発防止は当然重要だと考えております。学校でも1月16日に学校長が全教職員を集めて、再発防止について注意を促したところでございます。また、教育委員会からも、先日開かれました小・中学校校長会でプールの水に限らず、施設管理につきまして徹底するようお願いいたしました。さらにプール関係では、給水管や排水管の操作などの重要な部分には複数の職員で当たるようにとも伝えております。

また、物理的な方法でございますが、確かに人が行うことですので、間違いが起こりやすいということは重々承知しておりますが、現時点では具体的なものについては検討されておりませんので、今後の課題とさせていただきます。

和田委員長…管理上、機械警備が入っているということですね。

教育部副部長…日直の先生は鍵を持って巡回できますので、例えば機械警備を1回解除しなければならぬなどということはありません。また、機械室にも鍵がかかっておりますので、外部の方が中に入って悪戯をするなどということは考えにくいです。

山田委員…水道局では、このように10日間も大変な量の水が流れているということ把握することは出来ないのでしょうか。

教育部副部長…外部から使用量を把握できる仕組みがあれば良いとは思いますが、現時点では検針の方がメーターを目視して使用量を確認するという方法を採用していますので、遠隔操作で確認するなどということまでは至っていません。

前田教育長…私が経験した学校では水を大量に使っていると、近隣の水圧が落ちるため、よく近隣住民の方から電話がかかって来たのですが、ここはそのようなことはなかったのでしょうか。

教育部副部長…近隣住民の方からそのようなお問い合わせがあったという事実は伺っておりません。

前田教育長…山口委員が仰ったように人為的なミスですから、再発防止に向けて、校長会等もありますので、管理上のミスとしては他にどういったものが予想されるのかを整理する必要があると思います。例えば、夏場に多いのですが電気の消し忘れや、水道水の流し放し、施設の未施錠、防火対策など、予想されるもの全てを整理して、注意喚起しなければいけないと考えています。

萩原委員…三の丸小学校はエアコンが入っていますが、地域の方々が色々使っている中で、エアコンの消し忘れが実際にあり、学校から使用団体に注意したということもありました。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (4) 学校におけるホットスポット調査の結果について

(保健給食課)

保健給食課長…昨年11月の定例会で、片浦小学校と久野小学校ならびに市立保育所8

施設と幼稚園 6 施設について、周辺より空間放射線量が高い箇所と思われる雨どいや側溝付近等の空間放射線量について、測定した結果と対応について、御報告いたしましたが、その後、残る公立小中学校のいわゆるホットスポットと思われる箇所について、検査をいたしましたので御報告いたします。資料 3 を御覧ください。

平成 23 年 1 月 2 日から平成 24 年 1 月 6 日の間に片浦小学校と久野小学校を除く小学校 23 校と中学校 11 校の敷地全体につきまして測定した結果、いずれの小中学校も、市の除染基準値を超える値は検出されませんでした。

検査方法は、環境部が保有する測定器等を使用し、環境部職員と保健給食課職員が、学校の雨どいや側溝の上など、小田原市の除染の基準に示してありますように、子どもがその場に短時間しかいない場所、いわゆる局所値に該当する場所を測定いたしました。

全体の傾向といたしましては、雨どい下で、毎時 0.03 から 0.15 マイクロシーベルト、側溝の上では、0.02 から 0.15 マイクロシーベルトでございました。以上で、公立小中学校の空間放射線量率のホットスポット調査結果につきまして、御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### (質 疑)

和田委員長…空間放射線量の話ではないのですが、学校給食の中で、椎茸は数値が非常に高いと思われませんが、いかがでしょうか。私のところでは独自に調査しておりますので、庭で採れた椎茸を検査したところ、検査機関から「福島から原木を持って来たのか」と尋ねられるくらい数値が高かったです。相当な広範囲にセシウムが散らばっておりますので少し心配です。

保健給食課長…確かに傾向として、干し椎茸を含めて椎茸の線量率が高いという話がありますが、学校給食の基本的な考え方として、通常流通しているものについては安全だという見解です。ただ、状況は承知しておりますので、保護者の方の心配も配慮した上で献立の食材を選択するようにとの話はしてお



ります。なお、乾物の椎茸につきましては、規格書をメーカーから業者を通して取り寄せていますので、安全証明をいただいた中での使用という形にはなっております。

山田委員…同じく給食の話ですが、今、海の汚染が非常に心配されています。そういったことへの対策はお考えでしょうか。

保健給食課長…先ほど申しましたように、流通しているものについては野菜も魚も安全だという見解です。県のモニタリング結果なども毎日確認して、学校に届けていますが、これを見ると、魚の傾向としては確かにセシウム134, 137等の検出は検出限界値以下というものがほとんどです。ただ、その基準が今のところ500ベクレルですが、100ベクレルに引き下げられる方向で、国で検討されているとのことでした。昨日、テレビで魚の汚染について取り上げられていましたが、福島付近では500ベクレルを超える魚も出ており、心配されているとのことでした。そのようなことですので、モニタリング結果を常に注視して、その中での選択になって行くと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (5) 通知表事故調査委員会について (教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から「通知表事故調査委員会について」報告させていただきます。資料4を御覧ください。

通知表事故につきまして「二度と記載ミスを起こさない」という強い決意と具体的手立てを示すために、通知表事故調査委員会を11月21日、29日、12月22日と3回に亘り開催いたしました。教育委員の皆様にも御協力いただきありがとうございました。第3回を終えまして、まとまりましたので報告させていただきます。

調査委員会での検討内容につきましては事故の原因と分析、再発防止のための今後の対応、今後の課題などについて協議してまいりました。まとめた報告書には、事故調査委員会の構成メンバー、第1回から第3回目の概要、再発防止策の具体案、今後の課題、まとめなどが示されております。

大きなポイントとしては3つございます。1つ目は、調査委員会として小中学校別にチェックシートを作成し、それを活用することで、二度と通知表の記載ミスを起こさない手立てを示したこと、2つ目に通知表作成時間を確保すること、3つ目に通知表相談日を全校で設けることとしたことです。

今後の課題としては、2点盛り込んでおります。1つ目が信頼回復の手立てを明記したこと、2つ目が校務支援システムの導入が必要ということの2点でございます。

報告書の9ページを御覧ください。「通知表記載ミスを無くするための具体的手立ての概要」といたしまして、四角で囲んだ部分が今後しっかりとやるべき内容として示したものでございます。「教職員は…」で4項目、「学校では…」で4項目、「今後は…」として校務支援システムの導入が不可欠であるといったしました。

今後、2月上旬に臨時校長会を開催し、通知表事故調査委員会の報告書をお示ししながら詳細について説明し、「二度と通知表ミスを起こさない」取り組みを各学校が行っていくよう指導してまいりたいと考えております。

さらに、後期の通知表作成前には、指導主事が全小中学校を訪問して、報告書の内容を説明し、チェックシートの使い方などを全教職員へお示しすることで周知・徹底を図り、ミスのない正確な通知表を作成することを徹底していきたいと考えております。以上で、報告事項(5)「通知表事故調査委員会について」の説明を終わります。

#### (質 疑)

萩原委員…チェックシートを活用してくださいということで学校側に渡すと思うのですが、それを使用しないということがないように、徹底指導のようなことを考えているのでしょうか。

教育指導課長…先ほど申しあげましたように、指導主事による訪問をさせていただき、依頼をいたします。また、学校訪問や連絡をさせていただきながら、チェックシートの使用について確認をさせていただきたいと思っております。

学校の取り組みの違いについても今後確認をさせていただきながら、必ずこのような項目でのチェックが行われるようにしていきたいと考えております。

和田委員長…この件につきましては、相当に市民の方に見られている部分だと思えます。報告書につきましては、とても良くまとめられていると思えますので、有効に活用していただき、二度と起こらないように徹底指導をお願いしたいと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (6) 地域・世代を超えた体験学習「片浦R・P・G」の開催について (青少年課)

子ども青少年部副部長…資料5を御覧いただきたいと思えます。今年度、既に2回開催されました地域・世代を超えた体験学習事業の第3弾として企画しておりますのが、片浦ラリー・フォト・ゲームという日帰りの体験学習です。今回は、「片浦地域で感じられる春」をテーマに、参加者であります小学校5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図りながら、自らが歩きながら片浦の春を感じ取ることで、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを狙いとして実施予定です。グループ行動の中でどう春を感じたかをまとめ上げ、成果を皆の前で発表し合うことで、自らの体験内容を客観的に評価できる内容としております。

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場であり、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を持ち合わせておりますので、10代から60代までの幅広い年齢層の多くの大人が、子どもたちの指導や支援にあたります。以上で説明を終わります。

(質 疑)

和田委員長…このような良い企画を度々していただいておりますが、これを市民に広報していく何か良い手立てはないのでしょうか。広報誌だと写真になってし

まうと思うのですが、動画でも発信できるような方法を是非とも検討していただければと思います。

子ども青少年部副部長…7月の「あれこれ体験in片浦」につきましては、子どもたちにも記念になるような冊子を作成しております、子ども会や学校など、配れる範囲でPRさせていただこうと考えております。動画での発信についても検討させていただければと思います。

山田委員…小田原駅アークロードにあるテレビなども使えれば良いのではないかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 協議事項 (1) 学校2学期制について (教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から、協議事項(1)「学校2学期制について」を御説明いたします。12月の定例会におきましても御協議いただきましたが、先月、提出されました学校2学期制検討委員会の報告書をもとに今後の学期制のあり方について、再度御協議をお願いいたします。資料6の資料につきましては、前回も説明させていただいておりますので省略させていただきます。小田原市の学期制のあり方について、御協議をよろしく申し上げます。

(質 疑)

山田委員…知り合いの小学生の保護者などに色々と話を聞くようにしてはいたのですが、私が聞いた保護者の方は、2学期制も定着して来てはいますが、自分たちが3学期制で育ったので少し違和感があるという方もいらっしゃいました。ただ、2学期制も定着して来ましたので、3学期制に戻すということではなく、2学期制をより良い方向へ進めていければ良いと思います。

ただ、中学校の先生のアンケートで見ますと、子どもたちと関わる時間が取れなかったり、定着していると思わない人も多かったです。中学校の先生の「生の声」をもう少し聞きたいと思います。

和田委員長…山口委員から前回、2学期制にした当初の話がありましたが、関連して何

かありますか。

山口委員…子どもは3学期制と2学期制の両方を経験していますが、自分は3学期制で学びましたので、個人的には慣れてきていることもあり、3学期制のほうが良いかなと思ったのですが、2学期制が定着してきている中、3学期制に戻すと、また混乱してしまうだろうということを考えますと、2学期制の中で色々とアンケートを取っていますので、どこに問題点があつて、その問題点をどのように改善したら良いかということを前向きに考えた方が良いと思います。

萩原委員…実際に自分の子どもたちが3学期制から2学期制に変わりましたので、親としては戸惑いがありましたが、子どもたちは2学期制であろうが3学期制であろうが、休みが長くなるなどありませんので、あまり気にしてはいません。ただ、中学校に入ると小学校とは忙しさが違いますので、2学期制にすることで、評価・評定の部分など、先生方の仕事が減ったのかが少し気になります。先生方はきっと合わせてくださっているのだと思いますが、困っている気持ちなどがこのアンケートで見取れると思います。

和田委員長…平成18年4月から2学期制が全面実施された際に教育委員会が出した資料を見たのですが、「学校2学期制の実施のねらい」という部分で、2学期制が実施されると「学校教育の見直しと充実に向けた取り組み」が行われるということが明記されています。その中で、「学校の活性化」、「教職員の意識改革」、「学校生活の充実」、「確かな学力の向上」など具体的なものを掲げてスタートしていますので、その部分にきちんと焦点を当てて検証するということがあつても良いと思います。

なお、2学期制をより良いものにしていくという考えには個人的には賛成です。皆さん御存知のように東京大学が今後、秋入学を検討していくということが報道されています。大学がそのような流れになって来ますと、今、3学期制に戻したとしても、また国の大きな方針の流れが変わる可能性があるわけで、目まぐるしく変わることで教育に対する不信感を募らせていく気がします。2学期制を5年間実施し、その間、現場でも工夫をされ、成果も挙がっているところもあると思いますので、前向きに具体的な項目の検証をしたらどうかというように考えています。

前田教育長…私はアンケートの結果報告で一番気になるのは、「子どもと関わる時間が増えたか」という設問に対して、保護者などは7割以上の方が「そう思う」、「少し思う」としているのに対して、教員は4割に満たない点です。自分たちの事務処理の時間は増えていないということは分かりますが、子どもと関わる時間が増えたと感じていないというのはいかがでしょうか。私は子どもと関わる時間は増えていると思うのですが、より良い2学期制を行うためにも、この部分は大事なところだと思いますので確認したいと思います。

萩原委員…保護者の立場として、教育相談や面談について、かなり時間を割いていただいているということは分かります。夏休みなどに先生方が学校で一人ひとりの保護者の対応をしていますので、そこでしっかりと話をしたりする時間を確保できるのは2学期制なのかなと思います。

和田委員長…各委員から出た意見について検討できる部分はしていただいて、次回この件については採決をするという流れだと思います。具体的なものに対して色々と意見が出て、継続ということになるかもしれませんが、今出た意見に対して事務局で整理していただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、関係者以外の方は御退席ください。

(関係者以外退席)

(12) 協議事項 (2) 平成24年度予算について【非公開】

(教育部・文化部・子ども青少年部)

教育部副部長…それでは、協議事項(2)「平成24年度予算について」、教育部関係から御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料7を御覧いただきたいと存じます。なお、はじめにお断りしておきますが、予算の概要という形で記載してありますが、まだ予算の編成過程でございまして、最終決定

ではありませんので、金額の増減があり得るということで御理解いただければと思います。また、全ての事業をこちらに網羅しているということでもございませんので、それにつきましても御理解いただければと思います。それでは資料の順に御説明申し上げます。

はじめに、旧片浦中学校施設活用事業でございますが、平成22年3月末で閉校いたしました片浦中学校施設につきましては、地域活性化のための活用法を検討しているところでございますが、平成25年度からの本格活用に向け、児童生徒を対象とした宿泊可能な体験学習施設としての整備をしたいと考えているところでございます。

次の未来へつながる学校づくり推進事業につきましては、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となりまして各学校の特性にあった事業を展開するものでございます。

次の学校支援地域本部事業につきましては、全中学校区を単位といたしまして、地域の実態に応じた、学校が必要とする活動について学校支援ボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育の推進を図ろうとするものでございます。

次の特別支援教育推進事業につきましては、教育上配慮を必要といたします児童・生徒に、支援スタッフや専門支援チームを派遣するもので、個別支援員は今年度と比べまして9名増員といたしたいと考えております。

次の生徒指導員派遣事業につきましては、指導上の問題で学級運営に支障を来すことが心配されるため、その指導のために特に必要と認められる中学校へ生徒指導員を派遣するものでございます。今年度と比べて2名増員を予定しておりますが、この増員分は国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源といたしたいと考えております。

次の不登校対策支援モデル事業につきましては、泉中学校などをモデルといたしまして、教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置するもので、今年度と比べて2名増員をしたいと考えております。

次に、共同研究事業につきましては、小学校5年生及び中学校2年生を

対象に「新体力テスト」を実施いたしまして、その結果を集計・分析して体育・スポーツ活動の指導など子どもの体力向上に活用するもので、平成24年度からの新規事業として行いたいと考えております。

次の片浦小学校小規模特認校制度の実施につきましては、先ほど御説明したとおりです。

次の学校司書派遣事業につきましては、今年度に引き続きまして国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源に、小中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任とする学校司書を配置し、学校図書館の整備や充実を図ろうとするものでございます。

次の高等学校等奨学金支給事業につきましては、高等学校授業料実質無償化後も、高等学校等への修学につきましては授業料以外にも大きな経済的負担がありますことから、経済的な理由で修学が困難であり学業成績が優良な生徒の保護者等に対しまして、小田原市奨学基金を財源に学校教育費の一部を奨学金として支給しようとするものでございます。

次の小・中連携学力向上推進事業につきましては、県の学びづくり推進地域研究事業委託金を財源に、推進地域として指定した学校において、児童・生徒に望ましい生活習慣や家庭での学習習慣を習得させるための仕組みづくりについて、学校、地域、家庭の連携・協力のもと、実践研究しようとするものです。

小学校費、中学校費、幼稚園費に移りまして、小学校改修工事等の「工事」と記入がございましたものにつきましては、小学校、中学校、幼稚園の改修工事等でございます。本市財政状況は、大変厳しいことから、国の補助金等を有効に活用するため、先ほど御説明いたしました3月補正予算にも工事請負費を計上しており、それらと合わせまして御覧いただければと思います。

主な工事といたしましては、防災対策として平成23年度より実施をしております、海拔10メートル以下の学校施設の屋上への転落防止用フェンスの整備を小学校3校、中学校3校で行う予定でございます。また、小中学校の普通教室への扇風機整備を段階的に進めておりますが、平成24年度は小学校6校、中学校1校で行うほか、高齢者の利用も想定されます



広域避難所となる小学校屋内運動場のトイレ洋式化工事等を行いたいと考えております。

6番目の片浦小学校給食室新設につきましては、小規模特認校としての特色をさらに充実させること、地域の防災上の観点などから、自校で調理できる給食調理室の新設を行いたいと考えております。

次の学校教材等整備・管理事業につきましては、新学習指導要領に対応するため、理科教育用備品や副読本を購入するほか、津波対策を盛り込みました防災教育用パンフレットを新たに作成したいと考えております。

次の教科書指導書等整備事業につきましては、今年度の小学校教科書採択替えに続きまして、中学校教科書採択替えに伴い教師用の教科書・指導書を購入したいと考えております。

次の小田原市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金につきましては、学校の適正規模の条件であります「通学距離が小学校概ね4km、中学校概ね6km」を超える児童・生徒の保護者等に対しまして通学費の補助をすることにより、経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

次の少人数学級編制事業につきましては、今年度と同様の事業を実施し、スタディサポートスタッフ事業につきましては、今年度と比べて2名増員予定でございます。

小学校外国語指導助手派遣事業につきましては、小学校5・6年生に導入されました外国語活動に対応するため、外国語指導助手を小学校に派遣しようとするものです。なお、今年度まで財源としておりました、ふるさと雇用再生特別基金事業が終了することから、全額市費で実施したいと考えております。こちらにつきましては、1名減の4名を派遣する予定となっております。

おだわらっ子ドリームシアター事業につきましては、今年度同様、劇団四季の御援助により開催できる予算を組んでおります。

最下段の新学習指導要領対応非常勤講師配置事業につきましては、中学校新学習指導要領完全実施による授業時数の増加に伴いまして、定数内の教員の配置が難しい教科の専門性を保つために、柔道指導をはじめとする非常勤講師を7名増員で派遣する予定となっております。以上で、教育

部所管にかかる説明を終わらせていただきます。

子ども青少年部副部長…私からは社会教育費のうち、1番から4番までの事業につきまして御説明させていただきます。

指導者養成研修事業でございますが、高校生から成人を対象に、青少年指導者として必要となる実践的な研修を実施いたしまして、指導者の発掘及び資質の向上を図ることにより、地域や学校、青少年団体などでの青少年健全育成の担い手として継続的に活躍していただける人材を養成していくことを目的としております。内容といたしましては専門の講師を招いて、色々な経験をしていただき、より良い指導者となっていただくものでございます。

関連しまして、このような方々の活躍の場として、小学校や地域が実施いたします体験学習に、機会を捉えて指導者を派遣することによって、より深い体験となるようにお手伝いをさせていただくものが指導者派遣事業でございます。

3番目の地域・世代を超えた体験学習事業につきましては、先ほども少し説明させていただきましたが、子どもたちが困難を克服して、色々な体験をすることにより、次代を担う子どもたちを育むため、体験学習として2泊3日、1泊2日、日帰りの3コースを考えております。この事業は平成24年度で3年目になります。

地域体験学習事業につきましては、金額は調整中ではございますが、「地域・世代を超えた体験学習」の小学校、地域の展開に加えて、新たな地域単位での活動を広げたいと考えておりまして、新規事業になります。説明は以上です。

文化部副部長…引き続き、文化部所管の主な事業について御説明申し上げます。資料7の3ページ、5番目から15番目までの11点について御説明いたします。

まず、清閑亭保存整備活用事業につきましては、昨年6月に国の認定を受けました「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づき、平成23年10月から平成24年3月までの期間で実施しております改修計画策定業務の成果を踏まえまして、清閑亭の老朽化した箇所改修及び活用に向けた

構造補強等の実施設計を行うものでございます。

次に、本丸・二の丸整備事業につきましては、平成23年度から整備に着手した御用米曲輪において、平場部分の本格的な発掘調査を行い、それらの成果をもとに追加設計を策定するとともに、修景整備工事として土塁切り通し部分の擁壁設置などを行います。また、銅門南側の住吉橋につきましては、平成元年の完成から20年以上が経過し、老朽化して来ているため、高欄や路面の部分的な修復工事を行うものでございます。

次に、史跡石垣山保全対策事業につきましては、平成18年度から継続して実施していた北西斜面の保全対策工事は平成23年度で完了いたしました。馬屋曲輪南側など石垣が崩落する可能性がある危険箇所がございますので、それらの場所の保全対策工事を今後行っていくために、平成24年度は現況の測量調査を行うとともに実施設計を策定するものでございます。

次に、史跡等用地取得事業につきましては、史跡小田原城跡の城内地区の用地について公有地化を行うものでございます。

次に、全国史跡整備市町村協議会大会開催事業につきましては、史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進などを目的に、平成24年10月、小田原市を会場として全国史跡整備市町村協議会全国大会を開催するものでございます。

次に、キャンパスおだわら事業につきましては、従来の生涯学習事業を再編し、平成23年4月にスタートしたもので、引き続き、市民主体により、生涯学習の推進を図ってまいりますものでございます。

次に、図書購入費及び貴重資料保存事業につきましては、市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料等を購入するほか、図書館の所蔵する貴重資料の劣化を防ぎ、公開していくための修復及び脱酸処理や、デジタルデータ化に引き続き取り組むものでございます。

次に、斑鳩町交流展につきましては、法隆寺と小田原の歴史的つながりを踏まえ、法隆寺の所在する奈良県斑鳩町との文化交流促進に向けて、小田原の歴史を斑鳩町民に紹介するため、斑鳩町の会場で開催するものでございます。

次に、松永記念館特別展につきましては、小田原ゆかりの画家井上三綱氏のご遺族から、ご寄贈のお話をいただいております三綱氏の作品を受贈し、額装を施した上で、これらを主体とし、遺品なども交え、三綱氏の入生田移住60周年を記念する内容で開催する予定でございます。

最後に、松永記念館整備活用事業につきましては、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施するものでございまして、平成24年度は、老櫓荘及び葉雨庵の改修整備のための実施設計を行う予定でございます。以上で文化部所管にかかる平成24年度予算の主な事業につきまして御説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(13) 協議事項 (3) 小田原市図書館条例の一部を改正する条例について【非公開】  
(図書館)

図書館長…それでは、協議事項(3)「小田原市図書館条例の一部を改正する条例について」、御説明をさせていただきます。資料はございませんので口頭での説明になりますことを御承知おきください。この条例改正につきましては、現在、市議会3月定例会に向けて事務を進めているところでございます。

この小田原市図書館条例でございますが、図書館法に基づき、公立図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めるため、昭和34年に制定されたものでございます。この条例においては、図書館法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置くこととし、定数・任期ほかについて定めるとともに、同条例の規定に基づき、小田原市図書館協議会規則において必要な事項を定めているところでございます。

この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されまして、図書館法に定める図書館協議会委員の資格要件について、その一部が条例に委任される等の緩和が図られたことに伴い、本市の図書館協議会委員の資格要件についてこれに応じて必要な事項を定める必要が生じました。

この度の条例の一部改正では、従来、図書館協議会委員の資格要件とし

て図書館法第15条におきまして、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する」こととされておりましたが、この任命の基準につきまして、「当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」こととなりました。また、「委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を斟酌するもの」とされましたことから、小田原市図書館条例におきまして、図書館協議会委員の任命の基準を定めようと事務を進めているものであります。以上で、小田原市図書館条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

前田教育長…資料もなく、説明だけだと教育委員の皆さんは分からないと思います。図書館は自発的な学習の入口でもありますし、生涯学習の観点から非常に大事なことだと思います。教育委員の生涯学習に対する要望なども聞いていく必要もあると思います。

図書館長…この件につきましては現在詰めているところでございますが、図書館法におきまして、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する」と謳われておりましたが、今回、その資格要件を条例で定めることとなりました。また、文部科学省令で定める基準をその条例には斟酌するようにとのことでございます。

文化部長…補足させていただきますと、図書館協議会という、図書館の運営に対して議論していただく組織がございまして、どのような方に委員になっていただくかにつきましては、現在は図書館法の中で定められておりますが、地方分権を進めるための様々な法律がございまして、今回の法改正によって、図書館法ではなくて、それぞれ独自に自治体の条例で定めるようになりました。これまでは図書館法に根拠を置いておりましたので、どのような方に委員を依頼するか項目が現在の条例にはございませんので、条例にその条項を加えるために改正をするということでございます。どのような方

に委員を依頼するかにつきましては、特段見直さなければならない事情は発生しておりませんし、文部科学省令で定める基準を斟酌して定めるようにとのことです。内容につきましては基本的には変わりません。委員を依頼する根拠が、図書館法から小田原市図書館条例に変わるということでございます。

前田教育長…確認ですが、図書館協議会や社会教育委員会議では了解しているのでしょうか。

図書館長…図書館協議会につきましては、今月の協議会で御説明申し上げる予定でございます。社会教育委員会議などにつきましても、今後、御報告申し上げる予定でございます。

(その他質疑・意見等なし)

#### (14) 委員長閉会宣言

平成24年2月21日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）